

# 全国青税連

## 全国青年税理士連盟

連盟本部

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-20-11

第1シルバービル5F501号

電話 03(354)4162

発行人 会長 渡辺 矩行

編集人 広報部長 益子 良一

### — 新 年 特 集 号 —



秋季シンポジウム総括報告を熱心に聞く青税会員

全国の青年税理士  
三河三谷へ集まる！  
研究の輪を全国に！

### 主 　　な 　　目 　　次

主張..... 2	(第三分科会 税務行政上の適正手続の法理....13~15)
共同税理士事務所の名称問題について..... 3~5	税理士業界をめぐる最近の問題点.....15
小企業納税者問題の一考察..... 5~6	全青税報告.....16
日税連機構の問題点..... 6~7	新春の朝想うこと.....17
「和歌山青色取消処分訴訟」傍聴記..... 8~10	ゴルフ大会.....18
秋季シンポジウム分科会報告.....10~15	書評「納税者の権利」.....19
(第一分科会 MAS業務について.....10~11)	第15回全青税定期総会(神戸大会)のご案内.....20
(第二分科会 土地税制について.....11~13)	編集後記.....20

主 張

税理士制度の発展のため日税連の改革を！

税理士制度の危機

税理士法は昭和26年に制定され、部分的改正を経て、昭和39年に政府から全面的改正案が国会に上程された。この案は、改悪案として当時の税理士業界あげての反対運動により結局廃案となった。

その後税理士業界では望ましい税理士制度のあり方として、日税連が昭和47年に「税理士法改正に関する基本要綱」をとりまとめた。

基本要綱は、税理士を納税者の代理人として納税者の権利を擁護し税制等の発展に寄与する国民のための税理士制度として位置づけている。

しかし政府は税理士会の役員選挙に介入すること等により、政府の意向を聞く日税連をつくりあげると同時に、再度税理士法改正に着手した。

時の日税連は一方向的に「基本要綱」を凍結し政府の強力な支援のもとに全税理士のコンセンサスを得ている「基本要綱」に全く逆行する法改正を押し進めついに多くの民主的税理士の反対運動にもかかわらず昭和55年に新税理士法が誕生した。

帳簿作成義務の強化(法41条)、助言義務規定(41条の3)、使用人等に対する監督義務規定(41条の2)、懲戒処分即時効力発生(44条)等に象徴されるように、税理士に対する監督権の強化、税理士の義務の強化ばかり目立つ新法の成立であった。

会員無視の会則等の改正

昭和55年10月新税理士法が施行され、それに伴う会則等の改正作業がはじまった。

新税理士法がわれわれの要望する自主権の確立、納税者の権利擁護の強化という国民のための税理士制度と全く逆行した官僚統制強化の法改正ではあるが、税理士が自主的に決定できる会則、規則等の事項については最大限に税理士の権利の擁護をめざす改正でなくてはならない。

新法39条「税理士の会則を守る義務」において、税理士は所属税理士会の会則だけでなく日税連の会則を守る義務までも含むこととされた。しかし単位税理士会は、日税連会則改正案が一般会員に提示されないうちに、会則づくりに着手するとい

う基本的な矛盾があった。

民主的な会務運営のなされている単位会においては会員総意の反映と自主性の尊重という立場から「会員のため、税理士の権益擁護に関する諸施策を実施すること」を含む会則の制定に対し、日税連は全文削除を要求するという非常識かつ高圧的姿勢にでた。しかし大蔵省において一字一句の修正もなく許可されたことは日税連の民主的性格が失われている証拠でもある。又、最近における事務所の名称問題も然りである。

そもそも事務所の名称は、従来税理士〇〇事務所とするという指導が日税連によって行われてきた。しかるに今回登録から、看板、名刺に至るまで必ず〇〇税理士事務所としなくてはならないという。このような法的見解はどこに存在するものなのか、そもそも事務所の名称というのは一般に国民が何の事務所か理解できればいい社会通念上の問題であって、法律を拡大解釈してまで会則によって制限すべきでないのである。

日税連の改革を

税理士法49条の12、日税連会則5条によって日税連は単位税理士会(実際は単位税理士会会長)によって構成されている。

それ故一部の日税連幹部による税理士法改正及び会則等制定にみられるような独断的運営に対して一般会員はリコール等の何の法的権利も与えられていないのである。

日税連の閉鎖的な組織は他の職業団体においても例をみない。地方自治法では、住民に対し、リコール権、住民監査制度、条例提議権等、住民としての権利が保証されている。

国民に期待される税理士制度が確立するためには日税連の機構が改革されない限り税理士の地位向上はおろか納税者の権利擁護を通じて税制、税務行政等の民主的発展はあり得ない。

税理士会員の意見が十分に反映されるような日税連機構の改革、例えば、代議員制の導入など早急に日税連の改革を強く望むものである。

# 共同税理士事務所の名称問題について

神奈川青税 長谷川 博

## 1. 共同事務所開設の動機と問題の所在

私共（辻村祥造・長谷川博）は、今年10月13日より、共同税理士事務所を開設致しました。

共同事務所を開設した動機ないし理由は、まず、開業間もない若手税理士が事務所を一人で開設するには資金もかかるし、また事務所運営経費を一人では支弁しきれないが、数人で共同して事務所を設ければその人数割の負担でまかなえること、次に、事務所を共同とすることにより、複雑な税務問題に対して適切に対応できるし、また一人が病氣等の事故により執務が一時的に不可能なときにパートナーがカバーしてくれること、さらに、各人の収入は各人の関与先として独立しており、あくまでそれぞれの個性と責任で仕事を行なうが、ある場合には、共同して関与先に対応し収入と責任を分け合う場合も考えられることであります。

従って、共同事務所のメリットとして簡単にいえば、経費の負担軽減と、仕事によっては知恵を借りることができるということでもあります。

ところで、事務所名をどうするかということですが、私は共同法律事務所が採用しているような名称（例えば、新橋共同法律事務所）がよいと考え、辻村君と税理士法を検討した上、法的には税理士事務所と称する（税理士法第40条2項）ということであって、例えば、「横浜共同税理士事務所」という名称でも違法ではないと考えたものです。

また、日税連会則第34条2項が、「税理士事務所の名称は、その税理士の氏名を冠するものとし、その他の文字を用いてはならない」と規定していますが、これは、税理士法違反の疑いが強い規定であるので、これに迎合する必要はないと考えたものです。法的な理論については、後で説明致します。

そして、事務所ビルの表看板については、「長谷川・辻村共同税理士事務所」とし、事務所入口ドアには、上段に「横浜共同税理士事務所」下段に「税理士長谷川博」「税理士辻村祥造」と表示しました。

ところが、数日後、事務所所在地所属支部の税理士であり、税理士会の執行部幹部である某氏が当事務所に来所し、事務所表示につきクレームをつけてきました。

某氏のクレームは、「『横浜共同税理士事務所』も『長谷川・辻村共同税理士事務所』も税理士法違反だから訂正しなさい」（実際、かなりきつい調子であった）というものでした。

これに対し、私共は次のような反論をしました。

まず第一に、税理士法は名称について、「税理士事務所と称する」（同法第40条2項）とだけ規定しているにすぎない。また、同法第53条1項は、「税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない」と規定するが、これは非税理士の名称の使用制限規定であり、これと同法第40条2項の関係からみても、税理士である私共の共同税理士事務所の名称を制限するものは何も見当たらないこと。

第二に、日税連会則をもち出すが、会則は上位の法律である税理士法に違反するような規定はできず、違反した規定は無効である。ところが、会則は、「その税理士の氏名を冠するものとし、その他の文字を用いてはならない」と規定し、税理士法がいう「税理士事務所と称する」の解釈範囲を超えた越権規定であるといえる。つまり、法律は事務所名称につき、法第40条2項以上のことを会則に委任しているものでは決してない。これは、法第49条の13の1項が、日税連会則の記載事項を列挙しているが、1項2号では、「税理士の登録に関する規定」とあるにとどまり、何も名称については明記していない。

第三に、ひるがえって法律をみた場合、我々税理士は日税連の会員であるのか否か不明であり（法第49条の12の4項では、税理士会は、当然、日本税理士会連合会の会員となると規定するが、これを同条2項とか、第39条から照らしてみると、今回の法改正によって税理士も間接的にはあるが日税連の会員であると解釈しえないわけではない）、単純に、法第39条の日税連会則遵守義務をもち出

されても、会則作成に当って我々税理士の意見を聴取したり、公聴会を開いたわけでもなく、日税連の執行部が日税連を構成するのは各単位税理士会だけであると旧税理士法下と全く同様な解釈を基礎として、個々の税理士の権利に関する規定を欠く日税連会則を制定してしまっているのだから、日税連会則遵守義務を一方的にもち出すのは合理的理由がないものといえる。

このことに対し、某氏は、「そういうことであれば、朝日源吾税理士と同じ主張ですか」と最初の言動よりはややトーンダウンして聞いてきましたが、この時私共は朝日先生の事件については何も知っていなかったので、「同じかどうかは分かりませんが、当然、このような名称に関することは問題として発生してくるでしょう」と答えたものです。

## 2. 朝日税理士事件と私共のその後の経過

その後、先輩の税理士先生方に私共の考え方を話したところ、共鳴していただき、間もなく、朝日源吾先生の「税理士法第18条『税理士事務所の名称』に関する意見書（昭和56年8月18日）」にふれることができました。

朝日先生は、東京地方税理士会の会長を勤めた方で、お名前だけ聞いたことがあるだけでしたが、上記意見書の理論構成からみても、大変よく勉強なさっている先生であるという感じを受けました。

朝日税理士事件とはおおよそ次のようなものです。朝日先生は、税理士法改正に伴う変更登録に際し、いったんは「朝日源吾税理士事務所」として変更登録をしたが、今年4月21日、あらためて事務所名称につき、従前通りの「税理士朝日源吾事務所」として申請書を東京地方税理士会を経由して日税連に提出したのに対し、日税連は8月4日、日税連会則第34条2項に違反するものとして同申請書を返却してきたというものです。この返却に先立ち、日税連は新井隆一早大教授（日税連税制審議会特別委員）の「税理士業務を行うための事務所の名称」についての鑑定を依頼し、同教授は7月24日に会則の事務所名称統一の法的妥当性を認めた鑑定書を提出しました。

これを受けて、日税連は朝日先生の変更登録申請書を返却する決意を固めたものといわれ、返却通知とともに同鑑定書も同封してきました。

これに対し、朝日先生は「法の解釈をことさらに曲解したもので納得できない」として、再度、8月21日申請書を提出しました。その時発表されたのが前記意見書であり、一大論文であります。

（事件の概要については、「税と経営」9月21日号等業界紙参照。）

さて、朝日意見書と私共の考え方は日税連の態度が「法の解釈をことさらに曲解したもの」であるという点で一致し、具体的な論点においては多少の相違はありますが、結論としては、「共同税理士事務所」の名称については違法性がないということであります。

ここに、朝日意見書の内容説明およびそれに対する私共の考え方について詳しく述べることは紙幅の都合上不可能ですし、また、私共の考え方はまだ朝日意見書の如く集大成しておらない関係上差し控えさせていただき、いずれ機会をみて発表させていただきたいと考えています。

ところで、私共の事務所登録についてですが、今年10月30日に、事務所変更登録申請書を東京地方税理士会を経て日税連に提出致しました。しかし、この時点では事務所名称の変更登録の申請はしませんでした。なぜならば、もし事務所変更登録申請と同時に事務所名称の変更登録申請をした場合、事務所名称が日税連会則に違反するものとして、朝日事件と同様、申請書が返却されますと、現在の事務所で執行することが違法であると認定され、変更前の事務所ではしか執務できないこととされ、業務に予想できない障害が及ぶ可能性があると考えたからであります。

従って、私共はいわば二段構えの申請を行なうことにしたわけです。つまり、上記のように、まず事務所だけの変更登録を行ない、次に事務所名称の変更登録をしようというものです。

そして事務所変更登録については、今年10月31日付で所属支部変更の通知書を受けました。その後、日税連の変更登録の手続（たとえば、事務所を変更した税理士証票の発給・交付）を待って、本論の事務所名称変更登録をすべく考えている次第です。

日税連としては、私共の事務所名称変更登録申請に対して、おそらく朝日先生と同じく申請書返却という措置を講ずるでありましょう。

### 3. 私の所見

最後に私の所見の一端を述べさせていただきます。まず法というものについて「法律による行政の原則」を引き合いに通説を概観してみます。

憲法制定権者の意思は、自然法すなわち人間の尊厳の確保という原則に拘束されなければなりません。「法律による行政」の原則は、国民の権利・自由を制限し、義務を課す場合には、国会が定立した法律によらなければならないとされています。しかし、一方では、同時に、国会が定立した法律によるならば、国民の権利・自由をどのようにも拘束できるとする考え方もみられます（憲法といえども法であるとの考え方に近い）。この見解は、主としてヨーロッパ大陸において支配的であったように思われます。もし、このように解することが許されれば、憲法はじめ法解釈の正当性は、権力を掌握した者が決定することになり、第二次大戦のような悲劇をもたらす危険性があります。

右の歴史的事実に対する反省に立って、戦後のドイツ連邦共和国基本法20条3項は、「立法は、憲法的秩序に、執行権及び司法は、法律及び法（Gesetz und Recht）に拘束される」と規定しました。すなわち、行政権の行使は形式的意味の法律だけでなく、法すなわち自然法はじめ一切の不文法に拘束されなければならないことを意味

すると解されます。

我が日本国憲法下でも同じことがいえるのであって、したがって、行政機関は、具体的に法律を執行する場合には、上位の法に合致するように、そして究極的には、「人間の尊厳」を保障する憲法の各条項に適合するように解釈適用することが必要であります。これが現在の我が国の行政法を解釈し適用する際の基本的態度でなければなりません。

最後に、今から百年も前にドイツが生んだ偉大な法学者イェーリングの言葉を引用して結びにきたいと思います。

「法の目標は平和であり、それに達する手段は闘争である」という有名なモットーで始まるイェーリング著の「権利のための闘争」は、税理士としてまた法律実務家としての私に、次の言辭を改めて思い起こさせるものであります。それは、「権利の臆病な放棄については、一個人の行為としては無害だとしても、それが行為の一般の処世訓—怠慢の道徳—にまで高められるならば、法そのものが破滅するだろう」「汝の額の汗の結晶にて汝のパンをくらうべし、闘争のなかに汝は汝の権利を見出すべし」ということであります。

法学を勉強している者の一人として、この言葉は常に私を支えてくれるものです。

なお、読者会員諸兄の御教示、御意見（御感想）をいただければ幸いです。



## 小企業納税者問題の一考察

名青税制度部長 伊藤 哲夫

今回の、改正税理士法49条の2第2項八号に、「委嘱者の経済的理由により無償または著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定」が入ったことにより、日税連をはじめ、各単位会、各支部とも「小企問題」云々と、にわかにさわがしくなっている。そもそも税理士会が行う、小企指導は、昭和38年10月の三者協定（税理士会、国税庁、青中会）から端を発し、その後、某団体への対応措置として、国からの補助金がつく、日本税務協会、商工会（商工会議所）が入り組むことにより、現在までの、20年近くの永きにわたり、税理士会は、

「提携方式」だ、「一元化構想」だ、「派遣規則」だ、とそれぞれ国の施策や、関係諸団体の方針の変更に従って、試行錯誤を繰り返してきた。そこへ今回の税務援助規定が制定され、税理士会も何らかの決断が迫られるに至り大慌ての呈を示している姿を見ると、税の専門家たる我々税理士が、何故この小企対策にイニシヤティブがとれないかと思うと、情無くなってしまうのは、私だけであろうか。

このようなことになった背景の一つには、過去の高度成長時代は、どんどん関与先が増え小企業

納税者は関知せずとする風潮が、我々税理士の気持の中にあつたとすれば、大いに反省させられるところである。又、小企指導理念として、独占業務の立場を与えられている税理士は、社会的責務として、小企業納税者に対しては、無償又は低廉報酬にて税務援助を行うのは当然とする反面、徹底することにより、各税理士の関与先の増加が妨げられるという、内部的矛盾の解消策を、何ら手を打つことなく放置していたことも事実である。

これらの要因として、青申会、商工会等、関係諸団体の進出を野放しにしてしまったことは、誠に残念なことと言わざるをえない。

わが税理士業界も、税理士法改正に伴ない税務署出身税理士が増大し、税理士人口5万人となるのも間近かに迫っている点や、今回の商法改正により監査対象会社が範囲拡大された点を考えた場合、「慢性関与先不足病」に悩ませられる事は間違いないと考えなければならない。

この現実に対応し、今後新たな関与先増加を志すならば、我々税理士は、多少の犠牲を覚悟の上で、今まで他関係団体へ流出していた、小企業者の呼び戻しを行ない、税務、記帳は言うに及ばず、経営面においても積極的な指導を行ない、保護育成を図ることに努めなければならない。苦しくなったわが業界のエゴだとする意見も出ようが、小企業者の保護育成は、他のどの団体よりも専門家である我々税理士に課せられた社会的責務であるという観点に立てば、これこそ小企指導理念であり、その結果として、優良な関与先を獲得せんとする事は、何ら恥とすべきことではない。

しかしながら、現在の青申会、商工会等は、すでに官製巨大税理士事務所化が進んでいる。これを防ぐには、税理士会が一日も早く、主導権をと

れるような、拳会体制作りと、専門的な機関（他団体の指導内容及び税理士法違反摘発並びに所得、指導期間を超えた者のあつ旋等のそれぞれ各機関）設置を行なわなければならない。

一元化構想は、税理士会の目標にはちがいないが、現在では理想論の域を超えていない、そのため提携方式による小企指導を行なう場合であっても、税理士会が主導権を得るための最大限の努力を図るべきである。（昭和48年12月6日付日税連機関決定の基本10原則は十分尊重する価値がある。）又、一元化構想実現のためには、現在の税務経営指導所を全国統一的なものとし、十分な国家予算の獲得に努めなければならないと考える。

#### 〈参考〉

「小企指導に関する他団体との提携方式」に臨む基本10原則（日税連小企対策委員会）

1. 他団体による事前協議申出の確立
2. 税理士会組織を通じた会員税理士派遣方式確立
3. 税理士の専門的職能と他団体本来の機能との明確な認識と区分の徹底
4. 税理士法違反行為ないし違反の蓋然性ある不当行為の糾明と排除
5. 指導責任態勢（責任の所在）の確保
6. 税理士会の税務経営指導所の可及的介入と活用
7. 小企業納税者ないし小規模事業者の対象範囲の明確化
8. 税理士の指導内容（指導方式）の明確化
9. 継続指導期間の明確化と期間経過後の税理士斡旋方式の徹底
10. 国家助成金の運用協議の徹底と予定指導件数及び適正謝金の明確化

## 日税連機構の問題点

日税連機構改革小委員会委員長 板橋 則雄

### はじめに

これ迄の日税連の会務運営は、税理士法改正及び商法改正の時に見られたように、会員無視の非民主的な運営であった。

このような運営が行なわれる原因は、一体どこに問題があるのであろうか……。

現在の日税連の会務運営に占める専務理事の職

務に権限があり過ぎるのであろうか。ともかくここ数年、日税連は某専務理事によって、独断専行の運営がなされたことは疑問の余地がないであろう。勿論、専務理事に会務を任せる会長に大いに問題があることはいうまでもないが……。

近い将来の商法再改正の問題、建設業経理士問題等、税理士業界は益々厳しい環境になって来る

事は御存知の通りであります。

このような時代に適切に対処して行くためには、開かれた、民主的な日税連となり、全国の会員の声を反映する会務運営、強力なり・ダーシップが要請されなければなりません。

これまで当全国青税においては、日税連の民主化を叫び、種々の活動を展開して来たことは会員の皆様御承知の通りですが、具体的な行動はもう一歩というところでした。もっとも、今迄は税理士法改正及び商法改正運動等息つく暇もない活動の連続であったためでありましたが……。

そこで、今年11月の全国青税理事会において、日税連の機構を研究し、日税連の民主的な会務運営を実現すべく、検討し運動する「日税連機構改革小委員会」が設置された訳であります。

**日税連機構改革小委員会の研究課題**

はじめに述べた通り、会員が参加出来る民主的な日税連の機構、組織はいかにあるべきか……という事を研究し、その実現に向けて検討、活動するのが当委員会の任務であります。

そこで去る12月初旬に第1回の委員会を開催し、大要次のような方向で研究して行くことを決めた訳であります。委員9名と少数であり、全員が出席していろいろな角度から意見を出して、決めた訳であります。何分今迄余り具体的に考えた事のない分野のため、なかなか難かしい問題であると感じている次第です。

主な研究項目を述べますと

- 1. 日税連の会則及び規則の検討
  - (1)現在の会則のまゝ、で会員が参加出来る事項
  - (2)会則を変更しなければ出来ない事項
  - (3)税理士法を変更しなければ出来ない事項
  - (4)現在迄の会則の変遷等
- 2. 他の職業団体の会則、規則の研究並びに比較
  - (1)弁護士会
  - (2)公認会計士協会

(3)司法書士会

**3. 諸外国の税理上、類似団体の会則の研究**

(1)主に西ドイツ

**4. 地方自治法関係の法令研究**

(1)住民監査制度

(2)リコール権

(3)条例提議権

**民主的な日税連の機構改革をめざして**

以上のような研究テーマについて、試行錯誤をくり返しながらかつ着実な研鑽を続け、今後の全青税の運動の一つとして行きたいと思う次第です。

当面は、現行の会則の範囲内でも民主的かつ合理的な運用によって、一般会員が日税連の理事会等に参加出来、更に発言も出来るような事が可能かどうか等を検討して行きたいと考えて居ります。

そういった研究を重ね、次の段階では、会則の変更により、日税連の会長選挙は、全会員の直接投票によるとか、或いは代議員制にして代議員の投票によるとか等、いくつかの方法が考えられる訳であります。又日税連の理事の選任においても各単位の定数の外に全国区というか、単位会外の枠を設け、直接或いは間接選挙により選任する方法等も考えられる訳であります。

更に各単位の会においても、理事選任規定を設定して、各会の総意が反映出来るような理事構成にする方向が望ましいと思います。

最後に会長及び専務理事等の独断専行等に対しては、地方自治法等にもあるリコール権、即ち会員の一定数以上の署名により、罷免出来る等の措置があってもいいのではないかと、いう事も考えられる訳です(税理士法等の関係も出て来ます)。

以上のような方向を日ざして、今後研究を続けていきたいと思いますので、会員の皆様の御協力をお願いして第1回の報告とさせていただきます。

**広報部よりお願いノ**

原稿を募集します。

制度問題、業務問題、研究論文、税務事例、あるいは随筆なんでも結構です。

字数 一行22字で横書きです。

原稿用紙必要な場合は、全青税事務局へ御連絡下さい。

原稿送付先 〒151

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-20-11

第一シルバールビル501

全国青年税理士連盟事務局

TEL (03) 354-4162

不明な点は、広報部長、益子良一まで。

TEL (045) 314-5081

# 「和歌山青色取消処分訴訟」傍聴記

## 昭和56年11月9日第7回公判「被告側辻証人尋問」

大阪青税 大谷吉夫

この訴訟にいたるまでの経緯、その背景については既に詳しく論じられているのでここでは省略し、11月9日午後1時30分より和歌山地裁で行われた被告側証人辻傳統括官に対する尋問及び証言の要点を列挙し、これを基に裁判を検討してみる。

### 1. 調査の理由開示について

証人は過去20数年間法人税部門一筋に勤務し、原告法人の調査の際の担当統括官であった。

①過去の調査においても調査の理由開示を求められたことは一度もなかった。今回が初めてである。

②理由開示はした。「法人の所得の確認に来た」というのがそうである。——しかしそれでは何の**ことか具体的な理由が全然わからないではないか**——との問いに。

③申告された所得が正しいものであるか否かは申告書類とその計算の基礎となっている帳簿書類等との突合をしなければわからない。よって事前に申告書類のどこに疑問があるかは具体的にはわからないので、原告が主張しているような理由開示は不可能である。

④ **しかし原告に対し「理由の開示をしてもいいが、その返事をあとで書類でされては困るから」といったのではないか**——との問いには、小佐野並みに「記憶にございません」

### 2. 調査の選別方法について

証人の担当部門では部下6人、担当法人数約1800社。うち休眠会社並びに売上高の非常に低い法人など約2割は調査対象外であるとのこと。

①調査対象法人約1400社のうちから、毎年200社程度調査している。そのうち1割程度は特別の調査である。(特別の調査とは事前に資料せん等外部からの情報に基づいた調査のことらしい)

②特別な調査以外は全て5～6年くらいの単純な周期による調査である。原告法人もこの調査に該当するものであった。(理由開示との兼合であろう)

③周期による調査の選別方法は単純なる周期としかいいようがない。選別の具体的な理由は何もない。(と、盛んに強調)

### 3. 調査資料等の保管について

①調査を実施している際にはメモをとっていたが、それはあくまでも私的なメモである。

②調査担当官よりの報告はほとんど口頭で受けていた。(稲垣証言と口裏合せのため)

③調査が終了その更正処分等をすれば、私的メモなるものは全て廃棄してしまう。

④税務署に保管されている書類としては、申告書類と更正処分等をした場合の通知書のみ。本件の場合では、申告書類と注意書及び青色取消処分の通知書が現在保管されているのみである。

### 4. 取消処分の手続きについて

①帳簿書類の提示を何度も求めたが、5回の臨場調査において全て提示を拒否されたので帳簿は全然みていない。(不存在を暗に匂わすため)

②——しかし原告側税理士の「青色承認に関する調査ならこの通り帳簿がありますよ」と提示したことがあるでしょう——との問いに、そのようなことはなかった、と証言。しかし税理士の側に紙袋が置いてあり、「この内に帳簿がある」といつていたのは憶えている。その紙袋の大きさは、横…cm、縦…cm、幅…cmくらいだ。(とゼスチャを交えながら非常にその大きさを強調する。つまりその内に帳簿書類3年間分が本当に入っていたかどうか、裁判官に疑問をいだかせるための演技である)

③反面調査については、申告書類に記載されているもののみ行なった。この調査だけでは正確な「所得確認」は出来ない。(反面調査は形式的にしかやらず、百数十社もやっていないことを印象づける)

④帳簿の不提示は、文献を調べた結果備付け不備に該当することを確信した。(明確に不提示は備付け不備になると書いてあったかの問いに) どれにもなかった、と証言せざるを得ない。

⑤「青色取消処分」の起案は稲垣上席が行ない、それを証人が種々検討した上で署長の決済を受けた。その際署長は何の注釈もつけずこの処分を承認してくれた。(この証言は前の稲垣証言と違う。)



彼は統括官と副署長等で処分を決めたといっている)

### 5. 傍聴の感想及び裁判の検討

私はこの裁判を今回初めて傍聴したが、いままでに提出されている原告、被告双方の準備書面などをみてこの裁判の争点は、大きく分けて

①帳簿書類そのものの存在(調査時における確認)——異議審査官はその存在していたことを認めている。

②質問検査権の行使方法と調査の理由開示についての適法性

③帳簿の提示拒否が法人税法127条1項1号に該当するの可否か

④取消処分の理由付記に不備があるの可否か、の4点になると思う。

先ず第1点の存在についてであるが、証人は「あった」とも「なかった」ともいっていない。直接見ているが間接的には見ていると証言している(紙袋の存在の確認)が、これは前回の岡証言と違っているが間接的にでも認めざるを得ないのだからこれは岡証言が正しいといえるし、異議審査官もそれを認めているから、第1点については何ら問題はない、と思われる。第2点の質問検査権と理由開示の適法性については、原告側の準備書面にも書かれているように、行使に当っては法に基づく必要最少限度のものであるべきである。それは法治主義の要請あるいは憲法31条、13条を中心として基礎づけられる行政の適正手続の保障の点からも当然である。また理由開示については、その質問検査権の行使が合法的なものであるか否かを明らかにするため及びその合法的根拠の正当性をたずことのためにも必要不可欠のものである。またこのことは被告側も認めざるを得ないし、苦しい表現ながらもこれを認めている。すなわち、質問検査権を行使するにつき、相手方に対し調査の理由ないし必要性を具体的、個別的に開示することも当然には法律上の要件とされるものではない——と非常に苦しい主張をしていることからわかる。あと争点となるのは、理由開示はどの程度の具体制をもたせれば良いのかである。これについては、やはり単なる「所得の確認に来た」のみでは、受忍義務を負わされている納税者に対しての調査理由の開示にはなっていない。「これでいいんだ」と証言するから、調査選別の方法を原告代理

人に尋ねられたときに、「全く何の検討審査も事前にはやっていない」などと、一度でも税務調査を受けた納税者なら嘘とわかるような証言をしなければならないのである。第三点の不提示が法127条という備付け不備に該当するのかどうかである。これについて証人が文献を調べた結果においても、「不提示」が青色取消しの事由になっていないことを認めているとおり、被告側は苦しい論理の展開をしている。しかし彼らにとっては、これが「取消処分」の唯一といっていいよりどころである。つまり青色申告制度は、納税者の正しい記帳慣習の確立を基礎として合理的な申告納税制度の実現をめざすものである。この制度を推進するため種々の特典を付与しているかわりに、正しい帳簿の備付け等の義務を課している。また税務署長は必要に応じてその調査をでき、法126条1項所定の義務を履行していない場合には青色申告を取消することができる。(ここまでは正しい)しかし、その帳簿の備付け等とは、税務職員がこれを閲覧検討してその適格性の有無の判断ができる状態にしておくことまでを意味している、などと論理をすり替えているし、後日異議審査官への提示があってもそれは原処分段階での違法性が治癒されるものではない——というに至っては何をかいわんやである。備付けとは、用意又は準備しておくことであり、閲覧までは含んでいないし、その上に、青色申告の取消処分の本来的理由は、虚偽申告及びそれを裏付ける帳簿の不備不正処理のみに限られており明文上もそのようになっていることから、不提示は青色取消しの事由にはならない——という原告の主張は正しい。本来的には「不提示」そのものは検査拒否に該当すると思われるが、決して備付け不備に該当するものではない。第4点の理由付記であるが、最高裁判例にもあるように、通知書には当該号数を附記するのみでは足りず、取消



裁判終了後、弁護士をまじえて打ち合わせ風景

しの基因となった事実自体についても、具体的に知りうる程度に特定して摘示しなければならないと判示していることから、この通知書は附記理由に不備があるといえる。

以上傍聴した感想を混えながら自分なりにこの裁判を検討してみたが、いかがなものであろうか。

しかし傍聴していて啞然としたのは、証人の証言内容があまりにも現実になされている税務調査の実態とかけ離れたものであったか、ということである。このことは逆にいえば、現実の調査がいかにも違法性を帯びたものであるかということを実に物語っているといえる。

## 秋季シンポジウム分科会報告

### (第一分科会) 大阪合同青年税理士連盟担当



#### I. MASへの指向 と税理士をとり まく環境

上野 弘之

##### (1)第三の波—サービスの経済化

未来学者のA.トラーは、18世紀の産業革命以後の200年間を第二の波として位置づけ、電気と機械の組合わせによる大量生産方式を中心とした巨大化、集中化、画一化をその特徴だと言っている。

21世紀以後は、情報化社会として第三の波(サービス業)が中心となり、専門化、高度化、多様化、ユニット化、新たなサービスの開発等への具体的な対応が必要になると予想している。

##### (2)会計事務所をとりまく環境の変化

高度成長時代は、会計事務所をはじめ各関連分野は、各々独自のナワバリの仕事だけで充分やっていけたが、昭和48年を契機とする低成長時代への移行に伴い、補助的業務の拡大により、会計事務所の領域は各関連分野によって著しく侵蝕されつつある。もはや真の競争相手は、同業者だけではなく、攻撃は最大の防禦と考えるべきである。

##### (3)今後の会計事務所の在り方

税務と記帳代行だけの従来のスクエア型の会計事務所から脱皮して、MAS業務を頂点とするピラミッド型を指向することが、サービス業としての社会的使命にもマッチし、事務所の繁栄にもつながるのではないだろうか。

企業のニーズは、事後会計から未来会計へ変化してきており、業務拡大のポイントは、税に関するスペシャリストから、経営全般へのゼネラリストへと所長自身が自己革新していくことである。

できるだけ税金を少なくするのではなく、できるだけ税金を多くする会計事務所としての、いわゆる儲け方を適切に助言・指導してくれる税理士を実務家は欲していると思われる。

そのためには、プロのコンサルタントになる過程を研究し、事務所職員の養成によって、会計事務所のイメージチェンジと体質改善に取り組まなければならない。いまや、仕入れてから売るのではなく、先に売上先を決めて真剣に仕入れに取組むという積極的姿勢がMASへの早道であろう。



#### II. 税理士のMAS 業務について

酒川 敏和

##### 1. 税理士が関与する企業

対象とする企業が小零細企業であるということ、企業が求めるニーズがどこにあるかを認識しなければ企業に満足されるMASを展開することはできない。税理士が税務、記帳代行以外に経営指導を行ってくれると認識している企業がどれだけあるのでしょうか。事業経営は「顧客の創造」であるといわれるが、ニーズの掘りおこしからかかる必要がありはしないか。

##### 2. MASに対する考え方

コンサルタント業務としてのMAS(有料)を考えるのか、それとも、無料をなす、サービス業務としてのMASを考えるのか、それによってとるべき方向は変わってくる。

##### 3. MASの方法

経営計画書の作成(経営理念、方針書、利益計画、販売計画、設備計画、要員計画、資金運用計

面、目標貸借対照表)、特にかくあらねばならぬという「利益計画、にとどまることなく、こうして利益をあげるといふ、商品別販売計画、得意先別販売計画等が企業の問題点を浮き掘りにするものであります。

**4. 私のMAS戦略**

①個別指導、②研究会、③機関紙を通じて経営計画の重要性を説くとともに、実際に作成することによって経営の問題点を探ぐるとともに、経営者の意識革命をはかるものである。

特に研究会においては、人間五体のバランスがとれていることが大事のように、企業においてもバランスがとれておることを強調し、2か月に1回の割合でもって経営計画の作成並びに下記にかかげるような戦略をテーマに研修をしております。

人間でいう頭の部分が経営理念、左手が商品戦略、右手が販売戦略であり市場戦略である。足は左が人材の育成とすれば、右は組織化戦略ではないかと考えます。最後に、胴にあたる部分が、財務力強化戦略すなわち、自己資本の充実です。

以上、私が行って来たMAS業務の概要ですが貴兄姉の事務所の発展に役立てば幸甚です。



**Ⅲ. 目標設定の意義**

荒 木 光 和

目標を設定するとしないとの違いを説明する。目標設定してもこれを具体的に文字で書きしるす事の大切さを強調した。将来に対し目標を持たないその日ぐらしの生活者に豊かな成功者になった例は皆無であり、又例えば今、能力、環境が同じ人がいて、一方は鮮明に目標を書きしるし、これと一生懸命に取り組み、他方は漠然と頭の中だけで想像していたとして結果は、前者と後者の成功の度合いは10倍からちがうといわれる。

それでは、具体的にどうして目標を設定するかという事で、P.Jマイヤーの人生6面（経済、教養、精神、健康、家庭生活、社会生活）から、56年、57年、3年後、10年後と分けて目標設定する例を提示し説明した。

MAS業務を展開するに当たり問題発見の足が

かりとして、「業種別、売上規模別荒利益率早見グラフ」「業種別、売上規模別月一人当り売上高早見グラフ」を筆者がTKC55年版経営指標より算出して提示し、そしてこれらの使用例を挙げて説明した。

荒利益率（平均）の順位は次の通りであった。

1位	飲食業	60%
2位	サービス業	50%
3位	不動産業	30%
4位	運輸通信業	25%
5位	小売業	25%
6位	製造業	20%
7位	卸売業	15%
8位	建設業	15%

月一人当り売上高(平均)の順位は下記の通り。

1位	卸売業	3,0205千円
2位	不動産業	2,694千円
3位	小売業	1,500千円
4位	建設業	1,206千円
5位	製造業	960千円
6位	サービス業	630千円
7位	運輸通信業	601千円
8位	飲食業	489千円



(第一分科会会場風景)

**(第二分科会)**

**名古屋青年税理士連盟担当**



「土地税制  
について」

柴 垣 美 好

名古屋青税研究部は、現在の土地税制における不公平性あるいは、租税理論上の不合理性を解明し、

強いては地価の安定、土地の供給促進、仮需要の抑制といった土地政策の一端を税制に担わせることを目的に、土地税制の問題を取り上げ、キャピタル・ゲインの本質に着目し、その抜本的な課税方法を理論構成し、今後の問題提起としました。

### 1. 譲 渡

土地の譲渡益について考察するには、キャピタル・ゲイン課税の是非の問題がある。反復的・継続的な利得のみが所得であるという認識より、キャピタル・ゲインは課税対象とはならないとする考え方がある。これに対して、人の担税力を増加させる利得はすべて所得であり、このキャピタル・ゲインに対して課税しないことは、水平的公平あるいは垂直的公平の要請に反するという考え方である。

また、公的欲求、富の再分配、景気調整といった租税の機能の観点からしても、担税力に即した課税、即ち、現行所得税法において実施されている累進税率が、最も垂直的公平であり、特に富の再分配機能を十分に発揮すると思われる。しかるに、現行譲渡所得課税における分離課税制度は、高額所得者には優遇、低額所得者には冷遇という不公平性の要素を含み、更に担税力に即した課税ではなく、租税の機能を無視した逆進的税制であり、政策的要素の占める割合が多分に含まれている。租税理論上、垂直的公平の要請に応え、富の再分配機能を十分に発揮させるため、所得税における分離課税制度は廃止し、本則通り土地譲渡所得も総合課税へもどし、累進税率の対象とすべきである。また、長期・短期譲渡所得の分類方法も租税理論上、理由がなく廃止する。但し、本則(所22条)では、長期譲渡所得を2分の1課税としているが、これを一律に扱うのは合理性がないので、2分の1課税に代えて、当該譲渡資産の保有に要した経費を控除する考え方を導入し、保有期間の長短に応じた累進控除率を設け、より合理的な総合課税制度に改めるようにする。特別控除制度は政策的要素が強く、これも理論的裏付けがないので、原則的には生存的財産(居住用財産、最小限度の事業用財産)を除いて廃止する。

なお、法人税も従来の法人擬制論より導き出された比例税率ではなく、法人といえども担税力に即した、応能負担の原則を適用し、土地譲渡所得を含めた累進税率とする。

### 2. キャピタル・ゲイン課税の新展開

キャピタル・ゲインの本質に今一度注目するならば、現在それは実現(譲渡→現金化)した時点で認識し、課税が行なわれているが、キャピタル・ゲインは譲渡時点で発生するのではなく、一年毎に発生している。しかし、この一年毎に発生しているキャピタル・ゲインを課税対象としていないのは、次の理由によると思われる。

(1)会計慣行によるもの……保守主義の立場から未実現の不確実な利益は計上すべきでない。しかし、土地の値上り益は、今日では不確実な利益とは言いがたい。

(2)税務行政上の問題……事務処理上の問題

(3)納税資金の問題……現金化されていないので納税資金がない。しかし、相続税・贈与税も現金以外の資産も課税対象であり、課税しない根拠とは成り得ない。

土地の保有段階での課税には、固定資産税・特別土地保有税があるが、固定資産税は、その資産の“収益性”に対する応益負担の性格をもち、特別土地保有税は、政策的な課税制度であり、ともにキャピタル・ゲインを課税根拠とせず、また、いずれも地方税であり、譲渡所得課税との兼ね合いを考えた場合、保有段階での国税の新設を考えた方が妥当と思われる。

### 3. 土地増価税(仮称)の提言

#### (1)課税標準

土地増価税は、土地の一年毎のキャピタル・ゲインを課税標準とする。これに伴う評価方法は現在、数種の評価方法があるが、統一的方法が必要であり、とりあえずは相続税評価通達の路線価方式を採用し、前年との評価額の差額(値上り益)を課税標準とする。

#### (2)納税義務者

土地増価税の納税義務者は原則的には、当該土地の所有者、当然ではあるが、名義的な所有者ではなく、実質的所有者である。また、共有の場合は、共有者が連帯して納税義務者となり、借地権者にも、その納税義務は及ぶものとし、個人・法人を問わない。

#### (3)税 率

この新税は、あくまでも増税を目的とした政策的なものではなく、譲渡課税の前取りのな租税であり、基本的には譲渡課税による税収と同等とな

るような一定の税率を定める。

**(4)控除制度**

土地増価税は租税負担の公平、応能負担の原則より、最小限度の生存的財産は課税しないため、基礎控除制度を設ける。控除方法は金額的な問題として把えるのではなく、生活あるいは事業に必要な面積によって控除する。例えば、居住用土地に関しては1名当り“50㎡”を提案する。根拠は相続税評価の2割評価減対象の土地、あるいは固定資産税の4分の1評価の対象となる小規模住宅用地がいずれも200㎡であり、平均家族4名と考えた場合1名当り50㎡である。事業用土地についても、例えば従業員数に一定の面積を乗じた面積を控除し、農地等真に生産的土地については、非課税もしくは控除等の配慮が必要である。

土地増価税は増税を目的とするのではなく、キ

ャピタル・ゲインの本質課税を目指す、より合理的な課税手段であり、土地政策の一端を担うことができるものと思われる。また、譲渡所得課税はこの土地増価税の補完税として位置づけ、譲渡時点で、キャピタル・ゲイン課税を精算するものとする。

当研究部は借地権の問題も取り上げてまいりましたが、紙面の都合上、要旨のみ報告いたします。



(第二分科会で発表する各青税の会員)

**(第三分科会) 全国青年税理士連盟法対策部担当**



「税務行政上の  
適正手続の法理」

法対策部長  
齊藤克彦

**I このテーマをとりあげた理由**

1. 全青税法対策部は、二年位先をめどに会員のための「税務調査の上手な受け方」(仮称)を作るべく検討している。

その内容の糧にすべく今回のシンポジウムに上記表題のテーマを取り上げ報告・検討を願った。

2. 今日税務行政の適正手続を問題とすることの意義は、先の政府税調の「中期税制答申」(昭和55年11月1日)や第二次臨時行政調査会の第一次答申(昭和56年7月8日)にみられるように、税務行政に関する適正手続を無視した増税路線、財政改革という政府の行動指針が納税者の基本的人権に対し重大な挑戦を強いてきていることにその重要性がある。

このことは最近のマスコミ報道によっても明らかなように「申告納税制度の見直し」とか「赤字法人の洗い直し」等々の政府が企図する増税路線に合せた税務当局の行動指針が公然かつ無批判に報道され、さらにはクロヨンと呼ばれる徴税上

の不公平を税務当局がこれを自から認め国民各層の税の不公平感を煽り、「クロヨンがあるから平等にとれる間接税で」というような論法でもって民主的な税制である申告納税制度に対し公然と挑戦し、また第二次臨時行政調査会の答申にいたっては、財政危機のツケを国民にしわよせさせ、さらには「行政改革」という美名のもとにその基本的理念すら明らかにせず、大部分が各省庁の予算概算要求に対する大蔵省の査定方針の指針を提示したにすぎない内容のものとなっている。

このような状況のもとで、われわれ税理士は法律実務家として、税務当局のすぐれて権力的な行政権の作用から納税者の基本的人権を擁護することの重要性は、いかに強調しても強調しすぎることはなく、そういった意味において「税務行政上の適正手続」をここに問題として会員の皆さんに検討していただくこととなった。

**II 報告**

**1. 租税行政手続法**

(1)意義 租税に関する各種の処分がなされるまでの手続そのものの適正な運営によって、事前に納税者の権利利益を保障することをいい、処分後即ち事後に権利を救済する手続である租税行政手続法とは区別される。

(2)特色 ①行政手続の法理が働く法分野であり、②申告納税制度を基調とする租税行政手続におい

ては、納税者が行政の主体として行政手続のインシアティブを認められており、③さらに、租税法法律主義という租税法の指導原理が基幹として存している。

**(3)行政手続の法理と問題の所在**

わが国では、立案の動きはあったものの(昭和39年臨時行政調査会、行政手続法草案)、今日に至るまで行政手続の一般法の法制化は行なわれていないのが現状である。

行政手続の法理を確立することは必要であり、税務調査をはじめ、租税行政手続を構成する個々の行政手続は、いずれも行政法上重要かつ困難な問題を提起しており、そういった意味で一般法としての行政手続法の整備・立法化の必要はもとより、租税行政手続に関しても、特則としての税務行政上の適正手続を規定する広い意味の租税行政手続法が是非とも必要となっている。

**2. 法律による行政の原則と行政手続**

**(1)法律による行政の原則**

その意味内容は国家観の変遷に伴い変化してきている。

- ①オット・マイヤーの法律による行政の原理。
- ②明治憲法下の法律による行政の原理。
- ③西ドイツ基本法第20条3項とイギリスの「法の支配」の原則。
- ④日本国憲法下の法律による行政の原理

とくに④については、われわれが法律実務家である限り——行政機関が具体的に法律を執行する場合には、「人間の尊厳」を確保するように解釈適用することが基本的態度でなければならないと理解しておく必要があることが強調された。

**(2)国家観の変遷と手続の重要性**

- ①国家観の変遷とわが国行政法のあるべき姿。
- ②裁判所による救済の弱点(限界)。

**3. 適正手続**

**(1)行政手続の理論**

行政手続の目的は、行政庁の処分その他公権力の行使にあたる行為を、公正・迅速な手続で行うことによって、国民の権利・利益の保護を確保し、同時に行政の適正な運営を確保することである(昭和39年、臨調草案1条)。

- (2)行政手続の理論を認める意義**
- (3)英米法上の適正手続の法理**
- (4)わが国の適正手続の根拠**

**①明治憲法下**

**②日本国憲法下**

日本国憲法は行政手続に明白な規定をおいていないが、これは憲法が行政庁の処分その他公権力の行使に対する手続的規制を認めないことを意味するものではない。適正手続の概念は行政手続の根拠規定となりうることは一般に認められているが、なおわれわれも国民として実際に行政手続法をつくっていかねばならないことが確認された。

**Ⅲ 質疑**

①昭和39年の臨調ができた背景・その内容・結果的に行政手続法草案が法制化できなかった理由。

②日本の行政手続の変遷についてもふれる必要があるのではないか。

われわれの業務との関連でとくに「質問検査権と適正手続」の関連質問が集中し、③理由開示の必要性・範囲・限界をどのように考えるべきか。

④「税務調査の法律的知識」に表現されている税務当局の考え方と適正手続との関連。

⑤違法な調査にもとづく課税処分は適正手続に違反するものとし違法とする実効ある制度がいまこそ必要なのではないか。

⑥不確定概念(租税法法律主義の支配する税法における)の存在について。

⑦質問検査権の行使と適正手続はどのように考えるべきか等々の質疑がなされた。

**Ⅳ まとめ**

適正手続の問題はとりわけ税務行政の場において強調されなければならない。

一般の行政手続に比して、税務行政の分野においては、他の行政分野に比較にならないほど、適正手続という考え方が無視されていることは、われわれの日常業務のなかで痛感している。

実定税法の規定が不備であればある程、憲法の趣旨にしたがって、当然に妥当な法理論構成をしなければならないのではないかと、その実現のためわれわれ税理士は法律実務家としての責務がある。



第三分科会  
会場風景

**税理士業界をめぐる最近の問題点**

—全青税法対策部—

**I 「改正」税理士法に伴い税務職員はフリーパスで税理士になれるのか**

一昨年税理士法が「改正」され、特別試験が廃止されたが、替って導入された「税理士審査会が指定する研修」制度について、最近国税職員の労働組合である国税会議から、「誰れでもその意思があれば受けられる研修、たとえば……」と旧税理士法の特別試験と比較しても無試験同様に税理士の資格を付与してもらいたい趣旨の要望が出ていることがあきらかとなった。

われわれにとっては憂慮の事態に直面している。全青税は国会審議における衆参両院の附帯決議の通り(注)一般試験合格者と均衡を失しないよう研修実施要領策定にあたってもらうよう要望をしている。

(注)

税務職員に対する会計学の試験の免除に関し、税理士の資質向上のため、所要の研修について、税理士審査会の指定、運営、実施、全般にわたって厳正を期し、一般試験との均衡を失しないよう配慮すること。(昭和55年2月5日衆議院大蔵委員会、同4月1日参議院大蔵委員会)

**II 申告納税制度の見直しで税理士は蒸発か**

政府税制調査会は9月11日の総会で、現行の申告納税制度の見直しとして正規の簿記による記帳の義務づけ、申告制度の厳格化などを、今後の中・長期的課題としてとりあげることに決めた。

申告納税制度は、いうまでもなく国民主権の政治原理に立ち主権者たる国民が自から租税債務を確定することを認めたものであって、発足以来民主的租税制度の基本理念として、わが国に定着し現在にいたっている。

いまこの国民の重要な権利規定が崩されようとしている。税理士制度の存在意義がこの国民の自主申告権たる税法上の行為、さらには權益を擁護することにある事を考えれば、申告納税制度の崩壊は税理士制度の蒸発につながることになる。

さらに正規の簿記による記帳の義務づけの導入は、昭和36年の「国税通則法制定に関する答申」を想起し、推計課税の合法化や正規の簿記になじまない零細事業者へのしめつけにもなり、結果申

告納税制度の崩壊へつながることは必至である。

全青税はこれに対し断固反対していかなければならない。

**III 建設業経理士の次は医業経理士そして運輸業経理士か**

10月9日建設省は、建設業界の内部資格として「建設業経理士」制度の創設と、それに伴う「検定試験の実施規則」を発表した。

この制度が実施されれば建設業者が強制的に建設業経理士を雇用しなければならなくなり、業者の負担増は避けられない、さらには入札時の条件の一つに建設業経理士の証明が必要となるおそれがあることも考えられる。

税理士業務への職域侵害も十分に注意しなければならない。

問題は、こういった動きに対し日税連の対処があまりにも遅すぎること、実施要領が公表されてからでは業界としての意見をその内容に反映させることはきわめて困難であるのが、今までの税理士会のがい経験で白も承知なはずである。

日税連専務理事がこれについて、「……反対する理論的根拠も乏しく、推移を見守る以外になかろう」という言には、まったく呆れ返る。

全青税としては、こういった動きに断固反対し、合せ日税連の怠慢も厳しく追求する。

**IV 日税連の「会計監査に関する基本問題」構想具現化と称する動き**

商法等改正の国会審議の後半において、日税連は監査制度の基本的見直し及び税理士と公認会計士との制度上の調整をねらう「会計監査に関する基本問題」構想を打ち出し、その内容が付帯決議にもり込まれることを条件に一挙に反対運動を収束した。

しかし当時日税連自体この構想については十分に検討されなればかりでなく明確な内容をもっていなかった。

それをいまさら実現しそもない内容の検討よりも、次の商法改正に予定されている、連結開示制度・大小会社区分等々中小企業に関係する問題を早急に検討し意見発表してゆくことが重要なのではないか。

「基本問題」構想については、百年戦争を収束させるためにも全税理士会員の英智を集約し腰をすえて検討することこそ必要なのではないか。

# 全青税報告

総務部長 西川 進

第14回定時代議員総会が成功裡に終ると同時に総会で選任された渡辺会長以下の新執行部による活動が開始された。

8月5日、在京部長連絡会議を開催。①在京部長連絡会の性格、②第一回理事会の日程、議題、③全行事日程の概要、④組織拡大を中心議題とした歴代全青税会長経験者会議の件、⑤日税連へのTKC政治団体に関する要望書作成、等について協議した。

①については、機関化、定例化することなく、必要に応じ会合を持つということとし、②③④は、後述の報告と重複するので省略、⑤は8月6日付で、TKC政経研究会が、日税連の組織であるが如くの一流新聞報道は、事実と反しているの、関係者に抗議をし、その経過を機関紙「税理士界」を通じ、報じて欲しいという内容の要望書を、日税連会長宛に提出した。

9月5日(土)、第一回の理事会を名古屋税理士会館で開催。①東京大会に関する報告、②常務理事会の構成、③各部の具体的な事業計画、④組織拡大行動委員会の設置、⑤法対部各委員会の設置、⑥秋季シンポジウム、⑦神戸大会の提案、⑧各単位青税活動等について審議した。

議長は、地元選出の加藤副会長。①は、参加者数が547名と報告、決算は、報告日現在の余剰金を承認した。②は、全青税規約第9条により、正副会長、部長、単位青税の代表を指名、個人会員より4名、大青税、名青税より各1名の合計31名を選任した。③⑥⑦⑧は、別のコーナーで報告があるので省略、④は、本年度は青税の輪を全国に拡げようということで、会長を行動委員長に、組織部長を副委員長に、委員には組織部理事全員と副会長、部長さらに全青税会長経験者(現青税非会員は当然除く)を選任した。

⑤の法対部の委員会は、(1)…税理士制度特別委員会、(2)…新税特別委員会、(3)…小規模特別委員会、(4)…商法特別委員会、(5)…訴訟特別委員会の5つを設置することにし、人選は法対部があたることにした。

10月3日、正副会長会。全青税規約は、弾力的に会務を運営していこうという主旨と、若干整合

性に欠けている点から、招集通知を発送した。全青税正副会長会は、初めての出来事だと思う。

①第一回理事会の継続案件、(1)…神戸大会の件(2)…個人会員対策、(3)…秋季シンポジウム、(4)…広報部予算執行、②組織拡大情報交換、③日税連規約研究、④常務理事会議案の件、について協議した。豊橋青年税理士クラブの名簿を入手した。

会議終了後、組織拡大行動委員会という形で、歴代全青税会長と情報交換をした。

10月16日、仙台青税と懇談会。

10月17日、盛岡市で、常務理事会開催。①岩手青税、全国青税、各青税報告、②秋季シンポジウム並びに全青税ゴルフ大会の件、③東京青税規約問合せの件、④日税連規約研究、⑤個人会員対策等を審議した。

議長は、井上副会長。通常地元選出副会長が議長となるが、今回は、佐藤副会長が、岩手青税代表として報告する事も多く、ホストとして、会場との接渉に時間もとられるという理由から。

①②⑤は省略、③に関し、東京青税として新たに、税理士の資格を有する者を準会員とする項目を設ける事について問合せがあり、この点について協議した。全青としては、各単位青税の規約を尊重するが、今後整理する。全青規約第3条第1項の「……個人を……」は、「税理士」であることに統一見解。④は、日税連の理事会などに出席できる可能性、代議員制度の導入等を含め検討する特別委員会を設置することにした。

11月14日、三河三谷で、第二回理事会。①シンポジウム・ゴルフ大会の運営、②神戸大会の件、③日税連機構改革特別委員会設置の件、④商法問題について審議した。

議長は、佐藤副会長。①②④は別途報告を参照、③は、板橋副会長を委員長に選任。シンポジウム前の短時間の理事会だったので情報交換程度で終了した。

以上、8月から11月までの、全体会議の活動報告をした。中味を省略しているが、実際の議論の内容は、深みのあるものである。青税の会議での発言は、保証されていますのでどんどん自分の考えを発表して下さい。



# 新春の朝想うこと

和歌山

岡 平 蔵

## ——繁栄への再建のために——

元旦の朝というものは、カラッとして「よし今年は頑張るぞ」という張りが無いといけませんが、どうもいまの不安定な社会基盤では、情熱とか意欲といったものは鈍りがちだ。

ラスキ教授（ロンドン大学、政治学）は、社会不安と恐怖についてウィリアム、モリスの次のような強烈な皮肉を掲げて分析している。

「私が現に知っているような文明は必ずや滅亡の運命にある。ああ、そのことを想えば何たる喜びであるか！」

つまりラスキによれば、繁栄と滅亡とは循環するという。

学者や知識人は、繁栄がもたらす頹廢性によって、大衆生活に内在する貧困を醜悪なものとして蔑視するようになり、そこから逃避する傾向を持つが、生活と学問が一致しないため、一方では極度の専門化に走り、一般の常識人には不必要なものとなる。また一方では、たとえば芸術家などは極度の商業主義に陥り、大衆の趣味を低劣なものに落としてしまう。学者や知識人は、真理や正義或いは自分の社会観を決定するような著作や言動は避け、権力者のご機嫌を損わないような、お褒めにあずかるようなことを書いて、安定した地位を維持しようとする。

こうした結果、大衆は盲目となり反面権力者はさらに権力集中をはかってファシストへと移行してゆく。

ファシストと盲目の大衆、ここから崩壊が始まるという。

さて崩壊したあと、学者や知識人は、かつてのファシストを強烈に非難し、急速に大衆の指導者としての地位を得ようとする。ここからまた繁栄にむけての再建が始まるという。

私は、ラスキの50年も前に書かれたこの一連のエッセイを読んで、日本がかって経験した、第二次世界大戦の戦前、戦中、戦後の私も含めた人心の変化を、実によく言い当てていると感心した。

いまの日本は、繁栄のあとの、漠然とした、不安と恐怖にすっぽりとおおいつまれている。

この不安と恐怖の深源は何か、それは官僚への権力集中であり、大衆の盲目と無気力であろう。そしてそれがもたらす、大衆や中小企業の貧困と、その上に立った企業の繁栄、靴音高く押し寄せてくる軍備拡張とそのあとに続く戦争。

私はかつて、東条大將が「人間、ときには目をつぶって、清水の舞台から飛び降りることも必要であろう」と言って真珠湾攻撃を決断したという、あの恐るべきファシストの結末を忘れることはできない。

さて、話しを生ぐさい現実にもどそう。

新税理士法施行後、税理士会の支部長は、打合わせと称して税務署に足をむける回数が頻繁となった。

また、ローカル新聞に、税務署長と対談する機会なども多くなった。

新税理士法が、税理士にとって有益な法律とは、おそらく税理士の誰れもが思わなかったに違いない。

しかるに、何故多くの税理士がこの「法」の現に狂奔したのか。

それは、一には税理士が潜在的に持つ納税者への醜悪感であり、またもっと根源的には、権力者への嫉妬へつらいであつたらう。

いま、支部長はじめ多くの税理士は、税務署に結えられた太い鎖をひきずるように、税務署へ税務署へとなびいていつている。

官僚の権力集中化はもう完成に近づいている。

いつファシストが出現するのか、そのときから崩壊が始まる。

私たち知識人は、この愚劣な繰り返しを避けねばならない。

私たちにできることは、真理や正義を大胆に納税者大衆に知らしめること、そして国会をファシストの殿堂にすることなく、バランスのとれた民主的国会につくりかえることだ。

そこに繁栄の持続が約束される、とラスキは言外に言っているようだ。

# ゴルフ大会報告



刈谷西尾青年税理士クラブ

加藤 哲也

先ずもって、この度のシンポジウムに、大変多数参集いただき、盛会裡に責任を果たした事に、刈谷西尾の幹事として大変うれしく思うものです。

翌日のゴルフ大会も良く学んだ後の「良く遊び」にふさわしく、最高の天気にも恵まれ、家康生誕の地、岡崎の東方に位置する岡崎カントリークラブにて行われました。当初予定の人数に充たなかったものの、なんとか8パーティコンペとなり、前日会場のホテルに泊った23名は、朝6時15分ロビーに集合、おにぎりも落ちていて食べられない程の強行スケジュールでした。各々車に相乗りでカントリーへ向う途中、道に迷い、スタート時間が気になると、近く名古屋からの2名と7時にクラブで、と約束していたものですから、大変あわてましたが、なんとか7時30分スタートすることが出来ました。無風の中を、朝日に向かって打つティーショット、隣りのコースで、OBの嘆き、パーティの拍手、あちこちで聞こえる皆々の声に、このゴルフ大会の幹事を担当した私にとって、やっと肩の荷が、降りる思いでした。売店にて、軽

食をしてインに向った。2ホール目のショートホールで、我パーティの渡辺会長が、ピンに直接当たるナイスショットで、あわやホールインワンかと思わせる、楽なパーティ、もうこれでニアピンも頂いたも同然と、次ホールへ向うやいなや、次パーティの荒木さんが、前のそれを上回るショットでニアピンを、塗り替えるという一コマを見ました。会長の残念な顔が、今も思い出されます。

サンデーゴルフとしては非常にスムーズにプレイ出来、全員ホールアウトしたのが12時頃でした。朝の忙がしさと対照的で、順調うちに、昼食を兼ねたパーティへと運びました。キャロウェイ方式での表彰が行われ、なんと私が優勝ではないですか、幹事が勝つては「感じ悪い」でしたが、各地の同志とプレイ出来た数少ない機会の優勝に本当にうれしく思い遠慮なく受賞致しました。

皆様の協力により無事終了する事が出来大変ありがとうございました。

## 全青税ゴルフ大会結果

56. 11. 15  
於：岡崎カントリー

順位	氏名	グロス	ハンデ	ネット	
1位	加藤哲也	88	14	74	
2位	湖東京至	81	6.5	74.5	ベスグロ
3位	角地広行	100	25	75	
4位	渡辺矩行	94	17.5	76.5	
5位	稲葉恭治	103	26	77	
BB	辻 健	128	30	98	

団体優勝 東京、準優勝 刈谷西尾



昼食を食べながらの理事会

## シンポジウム懇親会風景



△三河三谷にて▽

## 書評

—全国青年税理士連盟広報部—

## 『納税者の権利』

北野弘久著・岩波新書・定価 380 円

従来、租税ないしは財政については、ドイツ法の視角から法理論が構成されてきている。

しかし、このたび、岩波書店から発行された、北野弘久日本大学法学部教授の「納税者の権利」岩波新書版は、日本国憲法全体の法規範構造に着目し、アメリカ法的視角から租税ないしは財政について法理論が構築されており、その上にたつて、納税者（タックス・ペイヤー）の人権論、権利論が展開されている。

とくに租税概念の定義を財政権力側にたつ租税概念でなく、納税者の立場にたつた租税の法的概念を日本国憲法の諸規定から導きだしている。

また、現代資本主義のもとでは、租税の使途面にまで租税法の考察の対象を拡大しなければ、真に納税者の生活、人権を擁護することはできないとして租税の徴収面と使途面を不可分一体としてとらえている。

本書は、納税者の代理人として、納税者の権利を擁護することを使命とする税理士にとって一読に値するものである。

本書は、I. はじめに、II. 憲法における納税者の権利、III. 現行税制の実態、IV. 現行税務行政の問題点、V. 税外負担、VI. 租税の使い途をも監視する、という各章に分かれている。

とくに、II章では、1. 租税とはなにか、2. 租税法主義の原則、3. 応能負担原則、4. 申告納税制度、5. 地方財政権、6. 納税者基本権、7. 財政民主主義論の展開というように基本的事柄について、憲法的視点にたつて詳述されている。

III章では、1. 租税立法過程の中で、租税回避現象として、立法過程、ついで行政、裁判過程（執行過程）、さらには経済過程にわけて検討を加えている。

さらに、2. 不公平税制の実態として、個別にあげて述べているが、ただその中で、医師優遇税制の不合理性については、果して昔者のいうように

言いされるか疑問とするところである。

IVの現行税務行政の問題点については、我々税理士は、ぜひ読んでおく必要がある。

とくに、あるべき税理士制度として、「税理士は納税者の権利擁護を通じて、この国の税務行政等の発展に寄与することを使命とするものでなければならない。税理士はあくまで憲法および法律の枠のなかで納税者の法的権利を擁護すべき職業専門家（プロフッショナル）として構成されなければならない。その意味において、税理士は弁護士と同じように依頼者である納税者の代理人の制度でなければならない。」と明快に述べている。

さらに、納税者の権利擁護および日本の税制、税務行政等の展開にとって重大な影響をもつから前近代的な日税連および税理士会の組織自体を改革し民主化していかなければいけないといっている。

本書は、税理士だけでなく、我々が関与している顧問先でも、ぜひ読んでもらいたい本であるといえよう。



講演する北野教授

# ビバ、神戸!

## 洋上で語ろう 全国の友と

—夢とロマンを乗せて—

### —第15回全青税定期総会 (神戸大会) ご案内—

82年7月25日(日)

午後、定期総会、分科会を神戸ポートアイランド国際会議場で開催。

同夕方、チャーター船「あかつき」に家族を含めて乗船し神戸港を出航。

～波の静かな瀬戸内海を航行～

同夜、船上パーティー、食物は国際都市神戸でしか味わえない各国料理を取り揃えての会員家族との歓談、それからワインサロン、ダンスサロン……等の船内スペースを設けて洋上で一夜を明かす。

7月26日(月)

午前中、青税会員、夫人、子供各々の楽しいサークルで、フランクな語り合いの催しを行って、

同昼過ぎ下船、散会。

参加費 未定

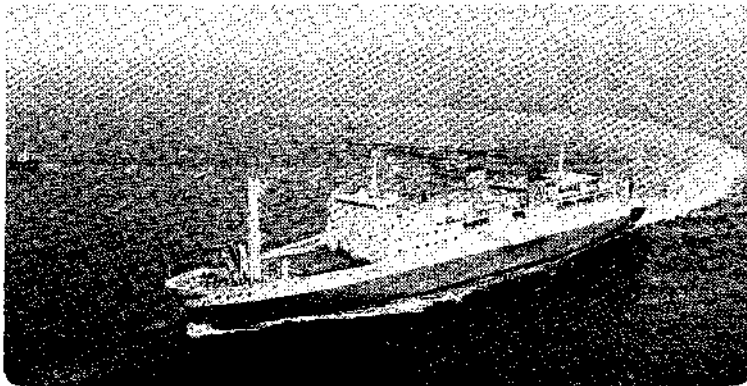
神戸大会は、「あかつき丸」をチャーターして、全国の青年税理士が、本当にノーネクタイ、ティシャツという軽装な雰囲気、車座になって、一つの船で親しく楽しく語り合うには、最適だと考えましたので、これから具体的企画に取り組みます。

神戸大会を成功させるため、是非、全国の青年税理士のご参加をお願い致します。

では、神戸でお会いしましょう。

—青年税理士の諸君・ご家族の皆様—

全国青年税理士連盟  
神戸大会実行委員会



チャーター船  
「あかつき丸」

### 編 集 後 記

◎あけましておめでとうございます。

新年特集号をお届けします。

◎いみじくも、北野教授が「納税者の権利」でいっているように、納税者の権利擁護および日本の税制・税務行政等の展開にとって重大な影響をもつので日税連及び税理士会の民主化は絶対に必要といえます。私たち青年税理士は、税理士会の良心として、先頭になって民主化のためにがんばっていく必要があると考えます。

◎55号では、印刷所の手違いにより、一部写真がいくんでいましたことを紙上をもってお詫びします。

◎発行予定日に発行したいと思っておりますので、原稿の締切期限には原稿が届くよう協力のほどよろしくお願ひします。

◎広報は、会員のみなさんの手によってつくりあげていくものですから、制度問題はもちろんのこと、研究論文、税務事例、随筆となんでも結構ですから、原稿をお寄せ下さい。

◎今年一年よろしくお願ひします。